

平成29年度公害等調整委員会年次報告 概要

TOPIC 公害紛争処理における調停機能の活用

⇒ P 1・2

公害等調整委員会における調停の活用事例を紹介

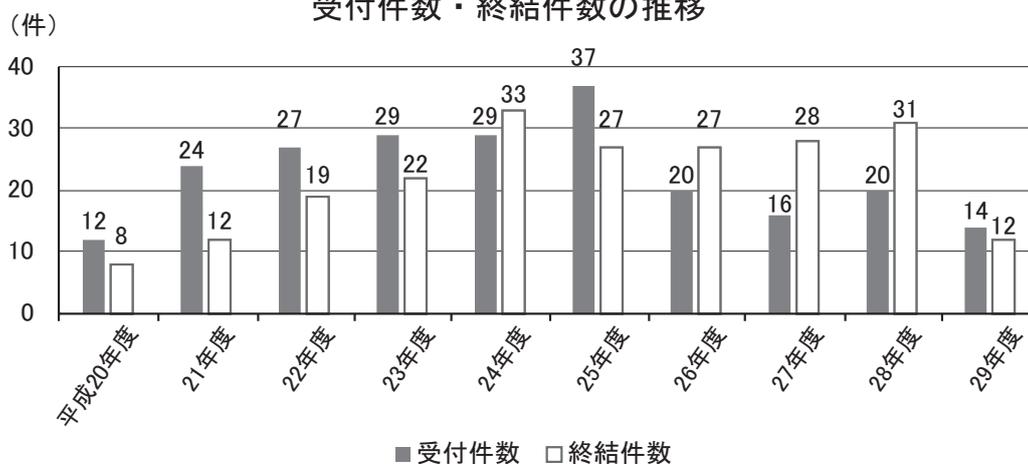
- 豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件
平成29年3月までに廃棄物等を搬出
- 低周波音に関する公害紛争事件
都市型・生活環境型公害における職権調停の活用

公害紛争の処理状況

⇒ P 3～7

平成29年度	【係属】	35件	【受付】	14件	【終結】	12件
うち裁定事件	【係属】	32件	【受付】	12件	【終結】	11件

公害等調整委員会における公害紛争事件の
受付件数・終結件数の推移



主な事件① 東京国際空港航空機騒音調停申請事件

- 【申請人】：東京国際空港近隣において事業を営む法人5社
 - 【被申請人】：国土交通大臣
 - 【申請理由】：空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、受忍限度をはるかに超える甚大な被害が生じるため
 - 【調停を求める事項】：空港A滑走路を、一切の航空機の北側方向からの着陸に供用しないことなど
- ⇒ 調停委員会を設け、6回の調停期日を開催するなど手続中

平成29年度公害等調整委員会年次報告 概要

主な事件② 栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件

【申請人】 : 養鯉場を経営する法人1社

【被申請人】 : 栗東市

【申請理由】 : 申請人が操業する養鯉場で生じた錦鯉の大量死は、養鯉場の取水口上流の林道工事で使用された土質改良材によるものであるという因果関係の判断を求めため

【裁定を求める事項】 : 上記因果関係の判断

⇒ 裁定委員会を設けて手続中

近年の特徴

⇒ P 8

- ① 騒音をめぐる事件の増加
平成29年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の占める割合は約7割
- ② 調停事件から裁定事件への変化
平成29年度に係属した事件のうち、裁定事件の占める割合は約9割
- ③ 小規模事件の増加
都市型・生活環境型紛争の増加に伴い、比較的小規模な事件が多い傾向
- ④ 原因裁定嘱託事件の増加
平成29年度には、受訴裁判所からの嘱託を3件受付（過去最多）

土地利用の調整の処理状況

⇒ P 19～21

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定申請事件
平成29年度 【係属】 5件 【受付】 2件 【終結】 1件
- ② 土地収用等に係る審査請求に関する国土交通大臣からの意見照会
平成29年度 【係属】 30件 【受付】 3件 【終結】 5件

【参考】 公害等調整委員会の概要

(1) 性格

総務省の外局として設置され、独立して準司法的な権限を行使する
行政委員会

※ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条の規定に基づき設置

(2) 委員構成

- ・ 委員長1名、委員6名
両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命
- ・ 事件ごとに裁定委員会等を設け、解決に当たる
※ 調停委員会は3名、裁定委員会は3名又は5名の委員で構成

(3) 任務

① 公害紛争処理

裁定や調停などによって、個別の公害紛争事件の解決を図る

ア 裁定

<原因裁定>

加害行為と被害との因果関係の存否
について法律判断を行う手続

<責任裁定>

損害賠償責任の有無及び賠償額につ
いて法律判断を行う手続

イ 調停

調停案を提示するなど、双方の互
譲による合意を促して、紛争の解
決を図る手続

- ・ 重大事件
- ・ 広域処理事件
- ・ 県際事件

左記以外の事件

公害等調整委員会

都道府県
公害審査会等

※ このほか、公害苦情処理のため、都道府県及び市区町村に相談窓口を設置

② 土地利用調整

- ア 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定
- イ 土地収用等に係る審査請求に関する意見照会への回答

- 公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第17条の規定に基づき、毎年、国会に対し所掌事務の処理状況を報告